

子どもの貧困をめぐる 施策動向と支援制度



1 子どもの貧困対策に関する施策動向

子どもの貧困対策が急がれるなか、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策推進法」と略。）が成立するとともに、この法律に基づき、政府は平成26年8月に子どもの貧困対策を総合的に進めるための「大綱」を策定しました。

また、平成25年12月に成立した「生活困窮者自立支援法」においても、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業が盛り込まれ、すでにモデル事業も実施されています。

1. 子どもの貧困対策推進法の成立

平成25年6月19日、子どもの貧困対策推進法が成立しました（施行は平成26年1月17日）。この法律は、貧困家庭の子どもへの教育支援をはじめとして、子どもの貧困対策を総合的に進める国の責任を明確にした法律です。その第1条では、「目的」が示されています。

第1条（目的）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

続く第2条においては、基本理念が定められています。そこでは、子どもの貧困対策は、国、地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みが進められるべきことが示されています。これを受け、第3条において国の責務を、また第4条において地方公共団体の責務が記されています。

さらに第5条では、国民の責務として「国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない」として、子どもの貧困対策が社会全体で取り組むべき課題であることを明らかにしています。

そのうえで、政府に対し、法制上・財政上の措置に加え、毎年1回、子どもの貧困状況および子どもの貧困対策の状況を公表することを求めています（第7条）。

さらに、政府に対し、子どもの貧困対策を進めるための「大綱」策定を義務づけ、子ど

もの貧困に関する指標を定めるとともに、改善施策を盛り込むことを求めています（第8条）

2. 子どもの貧困対策に関する「大綱」の策定

この子どもの貧困対策推進法の成立を受け、政府は、首相を会長とし、関係閣僚により構成する「子どもの貧困対策会議」を設置、法が求める「大綱」の検討を開始しました。そして、有識者や当事者等により構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」からの意見を受け、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

この「大綱」は、その目的・理念として、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」として、とくに貧困の世代間連鎖の防止を打ち出しています。

そして、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」、「子どもに視点をおいた切れ目のない施策の実施」など、10の基本的な方針を示しています。とくに子どもの生活や成長を権利として保障すべく、成長段階に応じた必要施策の確保を配慮するとしています。

子どもの貧困に関する指標としては、「生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率」、「スクールソーシャルワーカーの配置人数」、「ひとり親家庭の親の就業率」など、25項目を定めました。ただし、これら各指標の具体的な数値目標についてはさらに検討を進めるべきものとして、「大綱」中で明示されるには至りませんでした。

子供の貧困対策に関する大綱について （平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

指標の改善に向けた当面の重点施策

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率90.8% （平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率：80.6% （正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率：91.3% （正規67.2% 非正規8.0%）
- 子供の貧困率：16.3% （平成24年）

など、25の指標

「大綱」では、子どもの貧困に関する指標の改善に向けた当面の（今後5年間の）重点施策として、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「子供の貧困に対する調査研究等」「施策の推進体制等」の各分野について、それぞれ具体的な施策を掲げています。

このうち「教育の支援」では、貧困家庭の子どもたちを早期に生活支援や福祉制度につなげるためのスクールソーシャルワーカーの配置充実、教育費負担軽減のための幼児教育の無償化への段階的取り組みや奨学給付金制度充実等が盛り込まれています。また「生活の支援」では、新たな生活困窮者自立支援法などによる保護者の自立支援、児童養護施設退所児童のアフターケア推進、子どもの居場所づくりの支援等が盛り込まれています。

さらに、子どもの貧困対策において重要なひとり親家庭への支援の充実を打ち出しています。ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援をワンストップで提供できるよう就業支援専門員の配置等による支援を行なうとしているほか、就業支援にもつながる「親の学び直し」の支援なども盛り込まれています。

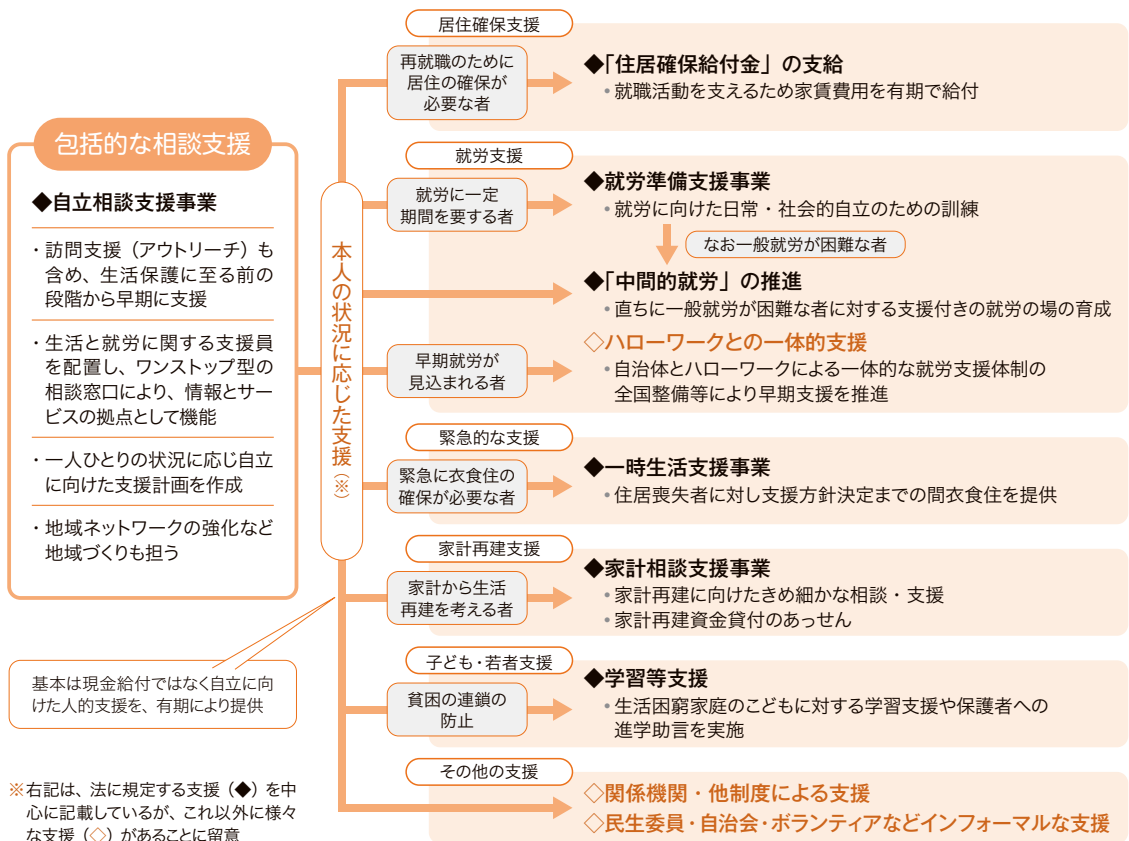
この「大綱」の策定を受け、平成27年度の政府予算案においては、文部科学省および厚生労働省予算において、子どもの貧困対策に関する予算の充実が図られています。文部科学省では、「学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策」としてスクールソーシャルワーカーの配置増や、家庭での学習習慣が十分でない中学生を対象とした地域住民の協力による学習支援を図る等としています。

厚生労働省においても、ひとり親家庭の子どもへの学習支援充実や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援を含む生活困窮者自立支援制度施行に必要な予算等を確保しています。

3.生活困窮者自立支援制度の施行

子どもの貧困を防ぐためには、子どもが育つ世帯の貧困の問題を解決していくことが重要です。しかし、近年、最後のセーフティネットである生活保護の受給世帯数は大きく増加しています。また、非正規労働者の割合が増えるなか、低所得の給与労働者も増えており（年収200万円以下の給与所得者は平成18年の18.4%から同24年には23.9%に増加）、生活困窮へのリスクが高まっています。また、ニートやひきこもりといったように、近い将来、貧困に陥ることが懸念される人びとも増加しています。

家庭や社会、就業構造が変化するなか、「血縁」「地縁」「社縁」といった従来の支援機能がうまく働かず、社会的に孤立する人びとが増加し、そのなかで世帯が生活に困窮する事例が増加しているのです。そこで、こうした生活保護の手前の段階にあるといえる人びと（生活困窮者）を支援すべく、平成27年4月より新たに施行されることとなったのが生活困窮者自立支援制度です。新制度は、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づくもので、全国の福祉事務所設置自治体を実施主体として行なわれます（平成25年度より一部の自治体ですでにモデル事業も実施されています）。



この新たな自立支援制度は、その対象者を限定していません。制度の縦割りによる弊害を防ぐため、さまざまな生活課題を抱える人びとの相談を一元的に受け止め、その人にふさわしい支援を行なっていくこととしています。生活保護の前段階にあるといえる失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、高校中退者、障がい凝われる者、刑務所等の矯正施設出所者等、これまで「制度の狭間」におかれていた人びとへの支援を重視しています。新制度では、必須事業としての自立相談支援事業や住居確保給付金の支給に加え、任意事業として、就労への支援や家計相談支援などに加え、「貧困の連鎖」の防止に向けた子どもの学習支援事業も予定されています（上図参照）。

新制度では、支援の中心となる自立相談支援機関が、相談者（世帯）の抱える課題を全体として把握、分析し、課題に即した支援を組み合わせた「支援プラン」を作成、地域の公私関係者の連携による包括的な支援に取り組むこととされています。個々独立ではなく、一つの支援プランの下に関係者が連携し、支援を行なっていくというものです。

その支援メニューの一つとして、子どもの学習支援事業も予定されています。新制度の対象者は、現に生活保護を受けていない者とされていますが、この子どもの学習支援事業のみは生活保護世帯の子どもでも利用できることが大きな特徴です。こうした学習支援事業は、すでに全国の複数の自治体において、行政や関係団体、ボランティアなどの協力により貧困世帯の中学生への学習支援を行なっている先事例もみられ、教育支援の充実により「貧困の連鎖」の防止に効果を上げていくことが期待されています。

2 低所得世帯の子どもたちのための支援制度

ここでは、低所得世帯の子どもたちを支えるための各種支援制度のなかから、その一部をご紹介します。ひとり親家庭を対象にした支援、教育支援のための制度を中心にをご紹介しますので、活動の参考にしてください。

経済的支援

①生活保護制度

「最後のセーフティネット」と呼ばれ、生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての人に、困窮の度合いに応じて必要な保護を行ない、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することを目的とした制度です。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。このうち、医療扶助と介護扶助以外の各扶助は金銭で支給されることが原則となっています。支給される金額は、居住地域、世帯構成、年齢、収入の状況などにより異なります。

子どもの教育費を支援する教育扶助では、小中学生ごとに、基準額、教材費、学校給食費、学習支援費、通学用交通費が支給されます。なお、子どもが高校生の場合は、義務教育ではないため、生業扶助としての高等学校等就学費が支給対象となります。

生活保護の申請は、福祉事務所にて受け付けています。福祉事務所は全国の市および特別区では必置ですが、町村の場合は任意設置で、多くは都道府県が広域で設置しています。福祉事務所のない町村では役場で申請を行なうことが可能です。

②児童扶養手当

ひとり親世帯の子どものために支給される手当です。対象は離婚によるひとり親家庭で育つ児童、父母のいずれかが死亡した児童、父母のいずれかが一定の障がいのある状態にある児童等で、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの期間支給されます。

一定程度の障がいがある児童の場合は、別途、特別児童扶養手当の受給が可能です（20歳まで併給が可能）。

支給を受けるためには、居住している市区町村役場での申請手続きが必要となります。支給額は、世帯の収入状況や子どもの数によっても異なります（次頁参照）。

なお、児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭でも受給できるようになりました。

さらに、以前は公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給している場合には児童扶養手当の受給ができませんでしたが、平成26年12月以降は、

年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額を受給できるようになりました。具体的には、以下のような場合です。

- ・子どもを養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 等

参考

児童扶養手当の額（平成26年度）

- ・子ども1人の場合 全部支給：41,020円、一部支給：41,010円～9,680円
- ・子ども2人以上の加算額 第2子：5,000円、第3子以降1人につき：3,000円

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神、知的、身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進のために、その児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。支給対象は20歳未満の障がい児であり、前記のとおり、児童扶養手当とは別途支給されるもので、併給が可能です。

参考

平成26年度の特別児童扶養手当の月額

児童1人の場合 1級：49,900円、2級：33,230円

教育費の支援

①就学援助制度

就学援助は、経済的な理由により就学が困難であると認められる学齢期の児童生徒の保護者および特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）の児童生徒の保護者に対する経済的支援の制度です。

就学援助の対象者は、ア）生活保護法による要保護者、イ）市区町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）です。平成24年度には、支給対象者の割合が小中学生の15.6%を数えています。

補助の対象となるのは、以下の品目ですが、手続きや金額は自治体ごとに異なりますので、地元の市区町村役場にご確認ください。

補助対象品目

学用品費、体育実技用具費、新規入学児童生徒学用品費、
通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、
生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費

②高等学校等就学支援金

高校授業料の無償化に伴う国公立の高校での授業料不徴収制度や私立高校の就学支援金制度を見直し、平成26年4月から新たに開始された高校生等（高校、高等専門学校、特別支援学校の高等部の生徒等）の就学支援の制度です。

この新制度は、国公立のいずれを問わず、高校等の授業料を支援するため、世帯の「市町村民税所得割額」が30万4,200円（年収で910万円程度）未満の世帯に支援金を支給するものです（実際の支援金は学校設置者が代理受領し、授業料に充当されます）。

支給限度額は、全日制高校の場合で月額9,900円とされており、定時制、通信制等などでは金額が異なります。

この就学支援金は、学校を通じて配付される申請書と課税証明書等の所得を証明する書類を添えて申請することとされており、申請先は都道府県ごとに定められています。

とくに、私立高校に通う場合であって、世帯の所得が低い場合には加算措置が設けられており、たとえば市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯では支給額が2.5倍（全日制高校で月額24,750円）とされています。

③高校生等奨学給付金

上記の「高等学校等就学支援金」に加え、低所得世帯の高校生等の就学を支援するために平成26年度から創設された給付金制度です。

「市町村民税所得割額」の非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するために支給されるもので、都道府県の取り組みに対する国の補助事業として実施されています。

そのため、都道府県ごとに制度の詳細が異なりますので、都道府県行政の担当課にご確認ください。

なお、給付額は、学校の種類や世帯の子どもの数等によって異なりますが、国公立の場合で年額32,300円～129,700円程度とされています。

④母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）および寡婦の経済的自立を図ることを目的に設けられている貸付金制度です。都道府県の事業として実施されているもので、福祉事務所や町村役場等において申請を受け付けています。ひとり親世帯の親、または子どもが借受人として、生活や子どもの教育に必要な費用等を借り受けることが可能です。

貸付金の種類としては、生活費に充てる「生活資金」をはじめ、「住宅資金」「転宅資金」「医療介護資金」などに加え、子どもの授業料等に充てる「修学資金」、また高校や大学の入学に際して必要な被服費（制服代等）や入学金等のための「就学支度資金」があります。

資金種類と貸付上限額、また連帯保証人の有無等、借り入れに際しての要件等については、都道府県または市区町村役場にご確認ください。

⑤生活福祉資金（教育支援資金）

「生活福祉資金」は、低所得世帯や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付金制度です。

事業の実施主体は都道府県社会福祉協議会ですが、それぞれの市区町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口となっています。申請後、都道府県社会福祉協議会において審査を経て貸付が決定されます。

この生活福祉資金貸付制度は、借り入れ申し込みに関する相談や世帯の状況把握等に民生委員の協力を得て実施されている点が特徴です。

資金種類は、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類があり、このうち、低所得世帯の子どもたちの修学支援のためのものが「教育支援資金」で、高校や大学の授業料等のための「教育支援費」と入学に際して必要な費用を賄うための「就学支度費」があります。

「教育支援資金」は無利子で、償還期限は卒業後6か月以内の据置期間経過後20年以内となっています。なお、借り入れには世帯内での連帯借受人が必要となります。

教育支援資金の概要

費目	貸付の対象経費	貸付限度額
教育支援費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6万円以内 短大 月6万円以内 大学 月6.5万円以内
就学支度費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内

教育支援資金を含め、各資金の詳細や貸付要件等については、ご地域の社会福祉協議会にご確認ください。

⑥奨学金制度

意欲と能力のある生徒・学生が、経済的な理由から学業を断念することのないよう支援する制度で、大学や地方自治体、民間団体によるものなど、多くの種類が存在しています。

そのなかでも最も多く活用されているのが、「独立行政法人日本学生支援機構」によるもので、無利子の「第一種奨学金」と有利子の「第二種奨学金」があります。それぞれ本人の学力と家計の状況をもとに選考・採用されることとされています。

貸与された奨学金は、卒業後に返済することとなりますが、就職や収入の状況によっては、償還期限の猶予や減額返済の制度なども設けられています。

奨学金の申し込みは、在学する学校から行なうこととされていますので、詳細や手続きについては在学する学校で確認していただくこととなります。

学習の支援|

低所得世帯の子どもたちは、親の就労状況や経済的事情から保護者による学習指導、学習塾への通塾などに困難もあり、結果的に学習の遅れや進学への意欲低下などにつながり、その将来にも不利益を与えることともなりません。

そこで、各地において、行政、関係団体、ボランティア等による子どもたちの学習を支援する取り組みが進められており、また全国的な事業として以下のような制度もあります。地元での実施の有無等については市区町村役場にお問い合わせください。

①学習支援ボランティア事業

国の「母子家庭等対策総合支援事業」の一部として実施されている補助事業で、全国の都道府県、指定都市、市区町村が実施主体となっています。

対象はひとり親家庭の子どもで、大学生等のボランティアを家庭に派遣し、子どもたちの学習を支援したり、進学相談にのったりといった取り組みを行ないます。

実際の運営は、自治体ごとに工夫されており、行政の直営というよりも、母子・父子福祉団体、NPO法人などに委託して実施されているところも多くなっています。

②生活困窮者自立支援制度の学習支援事業

平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度における任意事業の一つとして多くの自治体において実施される事業です。

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちの学習支援のために、地域の実情に応じ、関係団体への委託やボランティア、NPO等の協力のもとで柔軟に運営されることが想定されています。子どもたちへの学習支援や親の学び直しへの支援などの取り組みが行なわれる予定です。

本事業は、すでに平成25年度からモデル事業が実施されており、平成27年度には全国の福祉事務所設置自治体のうち、300を超える自治体での実施が見込まれています。

医療に関する支援|

低所得世帯の子どもたちが適切な医療を受けることができるよう、種々の支援制度が設けられています。

生活保護を受けていない低所得世帯の場合では、子どもたちの医療費に関する助成制度が設けられています。とくに、ひとり親家庭の子どもたちへの助成制度は各都道府県で用意されています。医療機関を受診した場合に、医療費の全額または一部を市町村が公費で補助するものです。自治体ごとに対象者や要件が異なりますので、詳細はご地元の市区町村の役場にご確認ください。

養育費の確保に関する支援 |

離婚により、ひとり親家庭（母子家庭）となった場合で、別れた夫（子の父親）が養育費を支払わないために、母子が経済的に困窮する事例も増加しています。

そこで、近年、必要な法改正等を通じてひとり親家庭の養育費確保のための支援制度が拡充されつつあります。具体的には、母子寡婦福祉法の改正による養育費支払いの責務の明文化、民事執行法改正による養育費等の強制執行制度の見直し等が行なわれています。

とくに、ひとり親家庭の母親から負担感なく相談を受け、養育費の確保を支援すべく、国においては「養育費相談支援センター」を設置（社団法人家庭問題情報センターに委託）、夜間や休日を含め、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保を支援しています。

養育費
相談支援センター

電話相談 0120-965-419（携帯、PHS除く）、03-3980-4108

相談時間 月曜～金曜：10時～20時（年末年始・祝日を除く）
土曜・祝日：10時～18時

ひとり親世帯の親の就労に関する支援 |

ひとり親世帯においては、親が子どもの養育と就労を両立させることの困難さから、正社員として勤務することの難しさ等が指摘され、そのために経済的な困窮に陥りやすいという状況が生じています。

そのため、とくに母子世帯等のひとり親世帯の親の就労支援を充実することにより、世帯の経済的安定を支援する仕組みも拡充されつつあります。

具体的には、以下のような事業があり、詳細は公共職業紹介所（ハローワーク）や市町村の母子福祉担当部署においてご確認いただけます。

●マザーズハローワーク事業（マザーズハローワークやマザーズコーナーの設置）

- ・子ども連れでも相談に行きやすいキッズコーナーの設置（相談中の子どもに対応する安全スタッフを配置等）や、就業と保育サービスとの一体的な情報提供、担当者予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。

●母子・父子自立支援プログラム策定事業

- ・福祉事務所等に「自立支援プログラム策定員」を配置し、継続的な支援を行なう事業。児童扶養手当受給者に対し、個別面接を実施し、就業への意欲や資格取得等について相談、本人にふさわしい自立支援プログラムを立案、継続的に支援するもの。

上記のほかにも、「母子家庭等就業・自立支援事業」「高等職業訓練促進給付金制度」などがあります。

3 低所得世帯の支援を担う機関、団体等について

ここでは、前頁までの支援制度の担当機関を含め、低所得世帯の子どもや親の支援にあたる公私の関係機関、団体、相談員等のうち、主要なものをご紹介します。

1 行政の機関（市役所、町村役場は除いています）

福祉事務所

生活保護制度や児童福祉をはじめ、福祉行政の中心的な役割を担う機関です。都道府県および市が設置し、町村では任意設置です。

さまざまな相談支援を担う社会福祉主事が配置され、住民からの相談にあたっています。

経済的困窮時の生活保護制度の申請窓口でもあります。

児童相談所

18歳未満の児童に関する相談を受け、児童やその保護者への支援を担う児童福祉分野の専門機関です。都道府県・指定都市および一部の中核市に設置されており、児童福祉司、児童心理司といった専門性ある職員が配置されています。

児童相談所が対応する相談は、養育、保健、心身障がい、非行、育成等広範であり、経済的事情による子どもの養育困難、子どもの障がい、さらには虐待などの相談にも対応しています。

保健所、 保健センター

いずれも地域において住民の保健、衛生、健康の中心的な役割を担う機関です。保健所は、都道府県等の広域での設置である一方、保健センターは市町村ごとに設置され、より住民に身近なところで母子保健、老人保健の拠点としての役割を担っています。

いずれも保健師が配置され、住民からの相談に対応します。

保健所では妊婦や乳児に対する健診や指導を実施、また市町村保健センターにおいても母子保健業務を担っています。

公共職業紹介所 （ハローワーク）

国（厚生労働省）が全国に設置している無料の就業相談、職業紹介等を行なう行政機関です。雇用保険（失業等給付など）に関する事務も取り扱っています。

ひとり親家庭の親の就業に関する相談支援のため、専門のマザーズハローワークとして設置されている場合や、ハローワーク内に専用のスペース（マザーズコーナー）を設置するなどにより、子どもと一緒に訪問でも相談しやすい環境を確保しているところもあります。

就業に向けた資格取得等に向けた訓練事業なども実施しています。

2 社会福祉協議会

都道府県、市区町村 社会福祉協議会 （社協）

社会福祉協議会は、地域の社会福祉推進の中核的団体として各都道府県、市区町村に設置されています。公私の福祉関係者の協力のもと、さまざまな福祉サービスを実施しています。とくに低所得世帯等への「生活福祉資金貸付事業」は、都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が実際の相談や申請の窓口となっています。

また、民生委員と連携した住民からの生活相談事業（心配ごと相談事業）のほか、住民や企業等から寄せられた資金や物品を保管し、必要な者に提供する「善意銀行」事業、また企業等から提供された食料品を生活困窮世帯等に提供する「フードバンク」事業に取り組んでいるところもあります。

ボランティアセンターを設置している社協も多く、フードバンク事業や子どもたちへの学習支援に取り組むボランティア団体、NPO法人等の情報も一定程度有しています。

3 生活困窮者自立支援制度における相談支援機関

自立相談支援機関

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度の中核的役割を担う機関で、行政が直接設置する場合や、社協等に委託して設置する場合等、その形態はさまざまです。

自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体（都道府県および市は必置）ごとに置かれることとされており、専門的な研修を受講した「自立相談支援員」が配置され、相談・支援にあたります。

生活保護は受けていないものの、経済的困窮をはじめ生活上の課題を抱えた住民（世帯）の相談を広く一元的に受け止め、世帯の抱える課題に即した自立のための支援計画を策定、継続的な相談支援を担うこととされています。「自立相談支援員」は支援を担う幅広い関係者の調整役としての役割を果たすこととされています。

この自立相談支援事業を中心に、就労支援、子どもの学習支援、家計相談支援、さらには社協やハローワーク等の支援事業、さらには民生委員による協力等を組み合わせて、包括的、継続的な支援が実施されることとなります。

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、福祉事務所設置自治体の長が委嘱している者です（身分は地方公務員）。以前は「母子相談員」と呼ばれていました。

全国で約1,600名の支援員が委嘱されており（うち常勤が約1/4）、原則、福祉事務所に勤務することとされています。とくに常勤の支援員は相当程度の知識経験を有する者が多く委嘱されています。

ひとり親家庭の母親や父親からの生活相談、就労相談等に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談や指導にもあたることとされています。

5 母子・父子福祉団体

母子寡婦福祉会等

注) 名称は地域によって異なります。

母子家庭や父子家庭の互助のための団体で、都道府県や多くの市区町村で設置されています。当事者同士の交流事業や各種相談事業などが活動の中心となっています。同じ境遇にある当事者同士で、その経験を生かした相談支援活動が行なわれています。

6 児童福祉施設

母子生活支援施設

18歳未満の児童とその母親の保護と自立の促進のために、生活の支援を行なう施設です。全国に約260施設存在し、約4千世帯の母子が入所しています。近年では、DV被害から逃れた母子が入所するケースも増加し、一時保護施設としての役割も大きくなっています。

入所の手続きは、都道府県や市などの福祉事務所設置自治体が児童福祉法に基づいて入所契約を行なうこととなっています。

児童養護施設、乳児院

社会的養護施設と呼ばれる施設で、さまざまな事情で保護者のもとでの養育が困難な児童を入所させる施設です。児童養護施設は18歳未満の児童を入所させ、安定した生活環境を整え、生活や学習の指導を行ないつつ、健やかな成長を支援します。乳児院は、2歳未満の乳幼児を入所させ、その養育を担っています。

近年、保護者からの虐待被害により入所するケースが多くなっていますが、親の病気や経済的な事情で養育が困難な場合に利用されることもあります。この2種類の施設への入所については、行政からの委託により行なわれることとされています。

注) 児童福祉施設には、このほか、子どもの保育を担う「保育所」などもあります。